

随意契約理由

令和4年(2022年)4月1日

| | |
|--------------------|--|
| 契約担当課名 | くらし支援課 |
| 発注担当課名 | くらし支援課 |
| 契約名称 | 若者の社会的自立実現化支援調整業務 |
| 契約内容 | 若者の社会的自立実現化支援調整業務一式 |
| 契約締結日 | 令和4年4月1日 |
| 及び契約期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日 |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 一般社団法人 キャリアブリッジ |
| 契約金額 | 5,092,593円 |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は、教育委員会が一般社団法人キャリアブリッジに委託している若者支援相談窓口事業に加えて、相談窓口体制の拡充と、相談から必要な支援のコーディネート等を行なうものであり、教育委員会と連携し、一体的に実施する必要があるため。</p> <p>また、多様で複合的な課題を有する若者への支援にあたっては、多機関が連携して支援する必要があることから、豊中市子ども・若者支援協議会の構成団体のうち、ひきこもり状態からの脱却や若者の社会的自立支援について経験とノウハウを有する厚生労働省の地域若者サポートステーション事業を受託している当該団体に委託するものであり、その性質上競争に適さない。</p> |